

高野町公共事業景観形成指針

平成 21 年 3 月 9 日

第 1 目的

公共的空間は人々の活動やふれあいの多い空間であって、高野町の景観を形成するうえで極めて大きな役割を有しており、公共事業等の実施については景観的な配慮を行い景観形成を図るうえで先導的な役割を担う必要がある。

このため、高野町景観条例第15条第1項の規定に基づき、高野町の景観形成に著しい影響を及ぼす公共事業等について、「高野町公共事業景観形成指針」を以下のとおり定める。

第 2 適用の範囲

この指針は、高野町で実施される第5に掲げる施設の公共事業について適用するものとする。高野町が実施する公共事業にあつては本指針を遵守し、国、県等が主体となる公共事業についても適用する。

第 3 基本的事項

- 1 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、景観計画に定めた理念及び景観形成基準に十分配慮して行うよう努める。
- 2 自然環境との調和やまち並みに配慮し、高野町固有の地域特性及び景観的特徴を生かすよう努める。
- 3 事業相互の連携により、周辺景観と調和した一体的な景観の形成に努める。
- 4 高野町の景観の特徴となっている歴史・文化・自然が一体となるように、次に掲げる事項に留意し、後方に広がる山並みや自然と一体となった風景や、四季折々の姿を写し出す紅葉の景観など、高野町の優れた風景と調和した一体的な景観の形成に努める。
 - ア 良好な景観の形成に資する自然を阻害することがないように努めること。
 - イ 文化的景観を阻害することがないように努めること。
 - ウ 周辺の基調となる優良な景観との調和に配慮するとともに、良好な自然景観の形成と安全で快適な歩道空間の創出に努めること。
 - エ 緑豊かな自然を阻害しないよう努めること。
 - オ 連続性をもつ街並み景観をつくること。
- 5 地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設については、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の形成を図るよう努める。
- 6 景観重要建造物及び景観重要樹木の存する敷地の周囲における事業の実施にあたっては、当該景観重要建造物が有する良好な景観を損なうことがないように配慮するものとする。

第4 共通指針

1 法面

法面は、安全上支障のない範囲で地形、地質等を考慮して、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。

2 擁壁

擁壁は、安全上支障のない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周辺の景観と調和する構造とし、周辺の緑化などに努める。

3 附属物（標識、防護柵、照明施設等）

標識、防護柵、照明施設等は、構造、意匠及び色彩について、地域の特性を踏まえたものとする。安全上支障のない範囲で、周辺の施設及び自然環境と調和するよう努める

4 緑化・植栽

緑化・植栽は、うるおいのある良好な景観をつくるため積極的に推進するものとする。また、実施に当たっては既存の樹木を極力活かすとともに、紅葉樹や良好な樹木を活用し、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かし、周辺の景観と調和するよう努める。

5 占用工作物（電柱、工作物等）

道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周辺の景観と調和するよう努める。

第5 施設別指針

1 道路

道路は、人々の往来や物流等一般交通のための最も基本的な施設として、町内のいたるところに通じており、その沿道には、地区によって山並み、まち並みなど多様な景観が広がっている。このため、その整備に当たっては、高野町の景観特性を踏まえ、安全上支障のない範囲で、沿道の街並みや建築物等との調和のとれた道路景観の形成に配慮するものとする。

(1) 歩道部

ア 景観地区等は、周辺の景観に配慮した舗装面の素材や色を選定する。

イ バリアフリーのために歩道の縦横断こう配に留意する。

(2) 車道部

景観地区等は、周辺の景観に配慮した舗装面の素材や色を選定する。

(3) 道路構造物

ア 法面等は可能な限り緑化を図る。難しい場合はコンクリートやブロック仕上げではなく玉石や自然石で仕上げる。

イ 景観地区等では境界石等は可能な限り自然石または自然石風仕上げとする。

(4) 道路附属物

- ア 道路附属施設の色は可能な限り茶色に統一する。
- イ 交通安全施設は機能を損なわない範囲で落ち着いた色や素材を用いる
- ウ 交通管理施設は機能を損なわない範囲で落ち着いた色や素材を用いる。
- エ 植栽等は高野山に元々ある樹種を用いる。

(5) 道路占用物

- ア 基本的に必要最小限の占用物のみを許可する。
- イ 色彩等は周辺の景観と調和する色を用いる。
- ウ バス停などの工作物は木製にするなどの配慮を行う。また、統一したデザインとする。
- エ 電話ボックスは背景となる寺院等に合わせたデザイン、色、材質を用いる。
- オ 電柱は基本的に地下埋設とするが、困難な場合は色を茶色に統一する。また、細径柱を用いる。

(6) トンネル

路線の一部をトンネルとする場合、坑口の構造及び形態は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。

(7) 交差点

交差点における信号機柱、標識、照明施設等については、できる限り整理統合に努め、周辺の景観への影響を緩和するよう配慮する。

(8) 歩道橋

歩道橋は、意匠、色彩について、周辺の景観との調和に配慮し、橋の取付部等は、必要に応じ緑化するよう努める。

(9) 緑の保全と緑化

道路には、できる限り植樹帯を設ける。

ポイントとなる地点や余裕地は、必要に応じポケットパーク等として緑化修景し、憩いの空間を創出するように配慮する。

中央分離帯には、交通安全上支障のない範囲で緑化に努める。

2 橋りょう

橋は、人や車の通行の役割を果たすだけでなく、渓谷景観や水辺の風景と一体となつて、それ自体が良好な景観の形成上重要な要素となる。

このため、整備に当たっては、安全上支障のない範囲で、その下を流れる河川や周囲の森林、渓谷の眺望や背景の山並みとの調和に配慮するものとする。

(1) 橋りょう本体

橋りょう本体の構造形式、意匠、素材及び色彩については、地域の風土や歴史的背景を生かすとともに、周辺の景観と調和するよう配慮する。

(2) 高欄、照明施設等

- ア 高欄、照明施設等の配置、意匠、色彩、素材等については、橋りょう本体の形式及び周辺景観と調和するよう配慮する。
- イ 必要に応じバルコニー等の広場を設ける場合には、周辺の環境と調和するよう配慮する。

3 公園・緑地

公園・緑地は、地域の人々の生活に憩いとうるおいを与え、身近な景観を構成する要素となっている。

このため、生活や地域コミュニティーの場として、自然や文化を生かした整備に配慮するものとする。

(1) 施設

公園内に設ける施設は、材料、意匠について、安全性、機能性に支障のない範囲で、周辺景観と調和するよう配慮し、必要に応じ自然素材の導入に努める。

(2) 緑の保全と緑化

植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を生かした効果的な植栽や既存緑地の利用を図り、周辺の景観と調和した緑化に努める。

地域の自然、歴史、文化等から見て、樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものであると認められる場合は、景観重要樹木として指定し、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。

4 上水道

住民の生活にとって必要不可欠な施設である上水道供給施設等の整備についても、施設の維持管理に支障のない範囲で、周辺環境との調和に配慮するものとする。

(1) 施設内の建築物等の配置、意匠、色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。

(2) 施設内の敷地は緑化に努めるものとし、実施に当たっては地域にふさわしい樹種の選定等に配慮する。

5 下水道

下水道は、住民の生活環境の改善と河川の水質保全のための施設であり、地域住民と深い関わりを持っている。また、処理施設は、広大な空間に多くの施設を建設することから、地域の景観を形成する上で重要な要因となっている。

このため、施設の整備に当たっては、施設の維持管理に支障のない範囲で、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(1) 処理場内及びポンプ場施設は、意匠、色彩について、地域の特性を生かし、周辺の景観と調和するように配慮する。

(2) 処理場内及びポンプ場施設の緑化については、施設配置を考慮したうえ、植栽等を行い、周辺の景観と調和するよう努める。

6 河川

河川、水路、湖沼等は、治水、利水等の機能を持つだけでなく、雄大な景観を構成する一つの要素でもあり、住民にうるおいとやすらぎを与える空間として大切な場となっている。このため、整備に当たっては治水、利水機能に支障のない範囲で、自然環境の保全及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

7 護岸

護岸は、構造等について、周辺の景観と調和するように配慮する。

(1) 高水敷

高水敷は、地域の特性を生かした緑化等により、周辺の景観と調和するよう配慮する。

(2) 緑の保全と緑化

ア 堤防法面等は、護岸を設ける部分を除き、緑化に努める。

イ 水辺林等の自然の緑は、洪水の流下に支障のない範囲において、保全するよう配慮する。

8 ダム・堰堤

治水、利水のためやむを得ず設置するダム及び砂防、治山のための堰堤を設置する場合には、安全上支障がない範囲で、自然景観との調和に配慮するものとする。

(1) 構造物

構造物及びその周辺の施設は、できる限り周辺の自然環境と調和するように配慮する。

(2) 緑の保全と親水

緑地の保全に努めるとともに、周辺地域の環境整備を図り、水と緑豊かな水辺空間の創造に配慮する。

9 斜面

住民の生命、財産の保全等のために行う斜面の保全(地すべり、がけ崩れ対策等)は、景観形成上重要な要因であるため、周辺景観との調和に配慮するものとする。

(1) 斜面の表面は、安定性等を考慮した上で、できる限り周辺の景観と調和のとれた緑化に努める。

(2) 斜面に構造物を設置する場合は、安全性等の条件に支障がない範囲で、周辺の景観と調和するように配慮する。

(3) 良好な景観を構成する要素となる樹木等は、できる限り修景に生かすよう配慮する。

10 公共建築物

地域住民と大きな関わりを持つ集会施設、学校施設、公共住宅等の公共建築物は、親しみに満ちた開放的な施設であることが求められる。

整備に当たっては、地域の自然的・文化的特性に配慮するとともに、他の公共空間と連動させながら、良好な地域景観を創出するために先導的な役割を果たすよう努める。

(1) 建築物

ア 位置・配置

周囲の景観と調和するよう配置を工夫するとともに、道路、河川等の境界線からできる限り後退し、ゆとりのある空間の確保に努める。また、山際に設置する場合は、稜線を遮らないようできる限り低い位置に設置するよう努める。

イ 意匠

屋根や壁面については、地域の特性を生かした意匠とし、背景となる山並み等、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、敷地内における建物相互の調和にも配慮する。

また、建築物本体に附属する設備等は、極力目立たない位置への設置に努め、屋外階段、ベランダ等は、建築物本体との調和に配慮する。

ウ 色彩

周囲の景観の基調となっている色彩との調和に配慮するとともに、建築物本体と附属設備等との整合を図る。

エ 素材・材料

気候、風土など地域の特性に配慮し、周辺の景観と調和する素材・材料を使用するよう努めるとともに、地域材の効果的な活用に配慮する。

(2) 敷地境界施設(門・塀等)

ア 位置

できる限り道路から後退し、ゆとりある空間の確保に努める。

イ 意匠

建築物本体及び周辺との調和に努めるとともに、賢固な材料を使用する場合、高さは極力低いものとし、周囲に圧迫感を与えないよう努める。

ウ 色彩

建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図り、周辺の景観との調和に努める。

エ 素材・材料

建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図るとともに、地域材の効果的な活用により、周辺の景観と調和するよう努める。

(3) 敷地内付属施設

ア 車庫、自転車置場等については、建築物本体や周辺の景観に配慮した位置、構造、色彩等とするよう努める。

イ ごみ置場、浄化槽等は、配置の工夫、樹木での遮へい等により極力目立たないように努める。

ウ 駐車場等については、広範囲にわたり単調な空間が出現しないよう緑化等に努める。

(4) 敷地内の緑化

ア 植栽木の配置の工夫により四季を通じて、うるおいとやすらぎのある環境を作り出すよう努める。

イ 植栽に当たっては、周辺の樹木と調和した樹種や、地域の自然植生を考慮した樹種選定に努める。

ウ 敷地境界等には、生垣などを活用し、周辺に調和した豊かな緑の確保に努める。

11 農地・山林

農地や山林は、人々の暮らしを支える生産活動の場であるとともに、田園地帯や山際の農山村集落の風景を構成する重要な要素として、景観形成において非常に重要な役割を果たしている。しかし近年、高齢化社会の到来や後継者不足などを背景に農林業従事者が減少し、良好な農村景観が消滅する危機的状況が進行している。

このような状況の中で、景観を保全・育成するためには、環境や景観の形成に配慮しながら、良好な営農、営林条件を整備する観点が必要となる。

以上から、農林業基盤の整備は、自然環境の保全に十分留意するとともに、地域ぐるみの取り組みにより、地域の伝統的農林業景観の保全・育成に努めるものとする。